

公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、公益認定法第5条第15号前段の規定に基づく者を外部理事といい、それ以外の者を内部理事という。
- (3) 監事のうち、公益認定法第5条第16号の規定に基づく者を外部監事といい、それ以外の者を内部監事という。
- (4) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、指導センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（日当、宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 指導センターの内部理事、内部監事及び評議員は、無報酬とする。

- 2 外部理事及び外部監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 前項の場合の報酬額は、日額5,000円とする。
- 4 役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(費用)

第4条 指導センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用のうち、交通費、旅費（日当、宿泊費を含む）については、別に定める「公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター給与及び旅費規程」によるものとする。

(公表)

第5条 指導センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める

附則

この規程は、公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センターの設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月5日から施行する。

附則

この定款は、評議員会の議決があった日（令和7年6月2日）から施行する。